

令和8年5月（令和8年度第2回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和8年5月26日(火) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員 (14名) (13番欠番)

委員	1番	立 迫 直 美
委員	2番	坂 口 利 邦
委員	3番	横 山 一 郎
委員	4番	内 村 綾 美
委員	5番	内 村 香 織
委員	6番	山 下 昭 司
委員	8番	中 村 重 治
委員	9番	藤 井 勇 次
委員	10番	上名主 辰 也
委員	11番	上高原 正 人
委員	12番	黒 江 幹 也
委員	14番	美 坂 美智子
委員	15番	大 窪 輝 則
会 長	16番	永 野 易 美

4. 欠席委員 7番 福 田 智 浩

5. 議事録署名委員 11番 上高原 正 人 12番 黒 江 幹 也

6. 議 題 議案第5号 農地法第3条許可申請の件について
議案第6号 農地法第5条許可申請の件について
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の
規定による農用地利用集積等促進計画案の件について
議案第8号 令和7年度活動評価（案）について

7. 協議・報告 1 農地利用集積事業計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 次長兼係長 湯地 紀宏 主事 宮本 晴生

10. 閉会

第2回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。 只今より、令和8年度肝付町農業委員会第2回定例総会を開催いたします。 「一同礼」 御着席ください。 本日の出席委員は15名中14名で、福田委員から入院治療のため欠席届が提出されています。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして永野会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。 それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。 それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、11番の上高原正人委員と12番の黒江幹也委員をお願いいたします。 本日の議題は、議案第5号から議案第8号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。 私の業務報告は、5月19日に「市町村農業委員会会長・事務局長会議」に、25日に「肝属中部地区畑かん推進協議会関係の総会」に出席しました。 それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。 議案第5号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。 今月の農地法第3条許可申請は15件の申請です、所有権移転の売買が7件と贈与が8件となっています。売買の7件は、畑が9筆で7,313平方メートルです。贈与の8件は田が8筆で6,683平方メートル、畑が6筆で4,671平方メートルという内訳になっています。 整理番号1番は、鹿屋市の〇〇〇〇氏から岩崎振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で1,870平方メートルです。 整理番号2番は、鹿屋市の〇〇〇〇氏から岩崎振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇番〇外2筆、畑が3筆で1,997平方メートルです。 整理番号3番は、大阪府の〇〇〇〇氏から菅原振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇番外2筆、田が3筆で1,693平方メートルです。 整理番号4番は、東迫振興会の〇〇〇〇氏から寺町振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で1,461平方メートルです。 整理番号5番は、鹿児島市の〇〇〇〇氏から岩崎振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で737平方メートルです。 整理番号6番は、鹿児島市の〇〇〇〇氏から岩崎振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で1,164平方メートルです。 整理番号7番は、鹿屋市の〇〇〇〇氏から下西方振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で107平方メートルです。 整理番号8番は、京都府の〇〇〇〇氏から鹿屋市の〇〇〇〇氏外1名への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で106平方メートルです。 整理番号9番は、福留町振興会の〇〇〇〇氏から岩崎振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇番、田が1筆で770平方メートルです。 整理番号10番は、上之馬場1区振興会の〇〇〇〇氏から上之馬場1区振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で738平方メートルです。</p>

事務局	<p>整理番号11番は、富山振興会の〇〇〇〇氏から大脇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で644平方メートルです。</p> <p>整理番号12番は、鹿屋市の〇〇〇〇氏から長能寺振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇外2筆、畑が3筆で2,459平方メートルです。</p> <p>整理番号13番は、宮崎県の〇〇〇〇氏から上之馬場2区振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で701平方メートルです。</p> <p>整理番号14番は、南大隅町の〇〇〇〇氏から栢木振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が北方字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で1,448平方メートルです。</p> <p>整理番号15番は、埼玉県の〇〇〇〇氏から栢木振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が北方字〇〇 〇〇番〇外2筆、田が3筆で2,772平方メートルです。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1番から15番まであります。お目通し下さい。一括して審議したいと思ひます。異議・意見等ございませぬか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということでありませぬので、議案第5号農地法第3条許可申請の15件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第6号農地法第5条許可申請の件「5-8-2」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-8-2」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町前田〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町後田〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇番〇、地目は畑、面積は467平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅で、現在借家住まいのため申請地に持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇の北側です。配置図については、図のように住宅を建築し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で、雨水等の処理については水路放流で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-8-2」については、私と藤井委員で現地調査を行いましたので、藤井委員に現地調査の報告をお願ひいたします。はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>9番、藤井です。「5-8-2」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>5月21日に、永野会長、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。場所は〇〇さんから北の方に150メートルほど進んだところにある、交差点の角地になります。写真を見てもらうと分かる通り、西側は宅地、南側は以前申請のあった転用地ですすでに宅地になっています。また、東側も宅地になっており、雨水排水等については、前面の道路排水に流すということで、その他には何ら問題ないかと思われませぬので、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-8-2」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませぬでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-8-2」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>「5-8-3」については、申請要件を満たしていない部分があるということで、取り下げの依頼がありませぬので、審議案件から削除します。</p> <p>つづきまして4ページをお開きください。</p> <p>「5-8-4」について事務局が説明をいたします。</p>

事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-8-4」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町新富〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町後田〇〇番地の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇番〇、地目は畑、面積は560平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅・カーポート・ガレージで、現在借家住まいのため申請地に持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇の南側にある畑です。配置図については、図のように住宅を建築し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で、雨水等の処理については水路放流で計画されています。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-8-4」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、山下委員。</p>
山下委員	<p>6番、山下です。「5-8-4」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地については、今、事務局からあったとおり上之馬場の〇〇から約100メートル南に進んだところになります。5月21日に、藤井委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。</p> <p>周辺は住宅が立ち並んでおり、南側農地境界にはブロックも積まれており、排水については、敷地の西側にある排水路に流すということで何ら問題ないかと思われ、皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-8-4」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-8-4」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして5ページをお開きください。</p> <p>「5-8-5」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-8-5」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町南方〇〇番地の株式会社〇〇〇〇です。譲渡人が南大隅町〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町北方字〇〇 〇〇番地、地目は畑、面積は436平方メートルです。</p> <p>転用目的が駐車場で、隣接地において計画している販売及び宿泊施設の運営に必要な来客用駐車場を確保したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇中学校の北西側です。配置図については、図のように駐車場を整備し、雨水等の処理については自然浸透で計画されています。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-8-5」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、黒江委員。</p>
黒江委員	<p>12番、黒江です。「5-8-5」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>5月21日に、申請人である株式会社〇〇の職員2名立ち会いのもと、私と上高原委員、事務局2名で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、〇〇中学校の近くの国道沿いにある畑で、現状は草木が茂って荒れている状況でした。</p> <p>今回の申請は、申請地のとなりで、そらまちが宿泊施設と加工販売所を開設する予定であり、その利用者の駐車場を整備したいということでありました。</p> <p>許可後は現状を整備し、砂利等を敷いて、排水は道路排水に流し、隣接に影響がないようにするというものでありましたので、何ら問題ないかと思われ、皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-8-5」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
【異議なしとの声あり】	

議 長 議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-8-5」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして6ページをお開きください。</p> <p>議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件」について、令和8年5月集計分を事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件」の令和8年5月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区で畑が2件の2筆で3,161平方メートルでした。詳細については7ページに掲載してあります。</p> <p>次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が12件の23筆で25,403平方メートル、畑が1件の1筆で894平方メートルでした。</p> <p>高山地区は新規設定で、田が23件の40筆で40,672平方メートル、畑が11件の64筆で52,635平方メートルでした。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が35件の63筆で66,075平方メートル、畑が12件の65筆で53,529平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、47件の128筆で119,604平方メートルであります。詳細につきましては、8ページから13ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、今月は1番の所有権移転が2件、2番の利用権設定は、内之浦地区が13件、高山地区が34件あります。まずはお目通しのほどお願ひいたします。それでは1番の所有権移転2件について審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
	<p>異議なしということですので、1番の所有権移転2件については許可することに決定しました。</p> <p>次に2番の利用権設定について審議いたしますが、番号の12番に上名主辰也委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思ひます。上名主委員の退席をお願いします。（上名主委員退席）</p>
議 長	<p>それでは利用権設定の12番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の12番については提案どおり許可することに決定いたしました。（上名主委員入室・着席）</p> <p>つづきまして、18番から20番に内村香織委員の関係する新規の利用権設定の申請があります。内村委員の退席をお願いします。（内村委員退席）</p>
議 長	<p>それでは利用権設定の18番から20番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、利用権設定の18番から20番については提案どおり許可することに決定いたしました。（内村委員入室・着席）</p> <p>12番、18番から20番を除く他の45件の申請分について一括審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、利用権設定の47件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第7号については終わります。</p> <p>つづきまして、14ページをお開きください。議案第8号令和7年度活動評価案について事務局が説明いたします。</p>

事務局	<p>議案第8号令和7年度活動評価案についてご説明いたします。</p> <p>この件につきましては、総会に諮り報告することとなっております。</p> <p>令和7年度の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況について提案するもので、法令事務に関する点検・評価（担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地に関する措置、新たに農業を営もうとする者の新規参入等）等に関するもの、農地法事務等についての点検等を戴き公表することとなっております。資料は14ページから16ページになります。</p> <p>…資料に基づき詳細説明…</p> <p>以上のような内容でよろしいかご審議願います。</p>
議長	<p>はい、ただいま令和7年度活動評価案について説明していただきましたが、提案された内容について異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第8号令和7年度活動評価案については、承認することで決定しました。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。17ページをお開きください。報告・協議の1番ですが「農地利用集積事業計画の解約について」5件あります。解約理由は、借り手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p> <p>それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました5件分の確認を終わります。</p> <p>つづきまして、18ページをお開きください。</p> <p>次に報告・協議2番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が19件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>まずは「あ-8-1」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-8-1」について説明いたします。</p> <p>申出人が、宮崎県の〇〇〇〇さんで、申出希望地が肝付町南方字〇〇 〇〇番〇外1筆で、地目・面積は田が2筆で1,691平方メートル、あっせんの種類が譲渡・貸付希望で、希望価格については周辺相場、貸付希望期間については要相談となっております。場所につきましては、〇〇地区研修センターの北側、〇〇振興会内にある田になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-8-1」のあっせん委員に、地区委員の上高原委員と黒江委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-8-2」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-8-2」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿屋市の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑が1筆1,143平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場、貸付の希望期間は5年となっております。場所につきましては、〇〇木材市場からグリーンロードを〇〇方面へ約200メートル進んだところの右手になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-8-2」のあっせん委員に、地区委員の内村香織委員と横山委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-8-3」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-8-3」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿児島市の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇番〇外3筆で、地目・面積は、田が2筆計で1,694平方メートル、畑が2筆計で1,231平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については周辺相場、貸付希望期間は3年からとなっております。</p>

事務局	場所につきましては、北方地区に〇〇団地がありますが、その前に広がる田・畑になります。以上、よろしく願いいたします。
議長	それでは「あ-8-3」のあっせん委員に、地区委員の黒江委員と上高原委員でお願いします。 つづきまして、「あ-8-4」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-8-4」について説明いたします。 申出人が始良市の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑で4,879平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については周辺相場、希望期間は1年からとなっています。 場所につきましては、〇〇から東側に曲がる道がありますが、そこを約500メートル進んだところにある畑になります。以上、よろしく願いいたします。
議長	それでは「あ-8-4」のあっせん委員に、地区委員の内村香織委員と横山委員でお願いします。 つづきまして、「あ-8-5」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-8-5」について説明いたします。 申出人が肝付町南方〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田で1,027平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇地区公民館から北へ約300メートル進んだところで、〇〇振興会内の西側にある田になります。以上、よろしく願いいたします。
議長	それでは「あ-8-5」のあっせん委員に、地区委員の上高原委員と黒江委員でお願いします。 つづきまして、「あ-8-6」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-8-6」について説明いたします。 申出人が鹿児島市の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番で、地目・面積は、田で484平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については10アール当り1万円、希望期間は5年となっています。 場所につきましては、〇〇から宮下方面へ向かうと記念碑のある点滅信号の交差点がありますが、そこを右折し、約300メートル進んだところの右側にある田になります。以上、よろしく願いいたします。
議長	それでは「あ-8-6」のあっせん委員に、地区委員の上名主委員と永野委員でお願いします。 つづきまして、「あ-8-7」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-8-7」について説明いたします。 申出人が埼玉県〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町岸良字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田で861平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については無償、希望期間は5年となっています。 場所につきましては、国道を岸良方面に入っていきますと、〇〇振興会がありますが、そこを〇〇と反対側に左折して、海岸方向に約250メートル進んだところにある田になります。以上、よろしく願いいたします。
議長	それでは「あ-8-7」のあっせん委員に、地区委員の美坂委員と上高原委員でお願いします。 つづきまして、「あ-8-8」について事務局に説明を求めます。

事務局	<p>「あー8ー8」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇外1筆で、地目・面積は、畑で2筆計2,320平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については譲渡が周辺相場、貸付が10アール当り5,000円、貸付希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇から東へ約300メートル進んだところを南へ曲がり、約100メートル進んだところにある畑になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あー8ー8」のあっせん委員に、地区委員の内村香織委員と横山委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あー8ー9」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あー8ー9」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑が486平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については譲渡が周辺相場、貸付が10アール当り5,000円、貸付希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、先程の「あー8ー8」の南側にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あー8ー9」のあっせん委員に、地区委員の内村香織委員と横山委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あー8ー10」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あー8ー10」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿児島市の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇番〇外5筆で、地目・面積は、田が5筆計で2,764平方メートル、畑が1筆で439平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については周辺相場、貸付希望期間は要相談となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇地区研修センターの西側にある3筆の田と、〇〇の南側に点在している田と畑になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あー8ー10」のあっせん委員に、地区委員の黒江委員と上高原委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あー8ー11」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あー8ー11」について説明いたします。</p> <p>申出人がいちき串木野市の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇外2筆で、地目・面積は、田が3筆計で1,399平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については無償、貸付希望期間は10年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会の西側に広がる〇〇地区にある田になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あー8ー11」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と大窪委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あー8ー12」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あー8ー12」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿児島市の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町岸良字〇〇 〇〇番外1筆で、地目・面積は、畑が2筆計で2,832平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については無償、貸付希望期間は3年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、岸良出張所を過ぎて〇〇振興会の南側に広がる農地に点在する田になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あー8ー12」のあっせん委員に、地区委員の美坂委員と上高原委員</p>

	<p>でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-8-13」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-8-13」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町南方の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田で656平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については無償、貸付希望期間は10年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会に広がる田の一部になります。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-8-13」のあっせん委員に、地区委員の黒江委員と上高原委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-8-14」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-8-14」について説明いたします。</p> <p>申出人が広島県の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑で126平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会の北側に旧串良町との境に〇〇がありましたが、その近くにある畑になります。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-8-14」のあっせん委員に、地区委員の横山委員と坂口委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-8-15」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-8-15」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿児島市の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇番〇外1筆で、地目・面積は、田が2筆計2,748平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については周辺相場、貸付希望期間は3年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇を過ぎて内之浦方面へ向かいますと〇〇がありますが、その先を圃場内に左折し、約200メートル進んだところの田になります。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-8-15」のあっせん委員に、地区委員の上高原委員と黒江委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-8-16」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-8-16」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿屋市の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番〇外2筆で、地目・面積は、畑が3筆計4,630平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については周辺相場、貸付希望期間は3年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会にある〇〇から吾平方面に約100メートル進んだ右側に2筆、〇〇から北に約200メートル進んだ右側に1筆ある畑になります。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-8-16」のあっせん委員に、地区委員の私と大窪委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-8-17」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-8-17」について説明いたします。</p> <p>申出人が岐阜県の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町宮下字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑で377平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については周辺相場、貸付希望期間は1年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇橋を渡って右折し、約250メートル進んだところの左側にある畑になります。以上、よろしくお願ひいたします。</p>

議 長	<p>それでは「あ-8-17」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と上名主委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-8-18」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-8-18」について説明いたします。</p> <p>申出人が長野県の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田で539平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については周辺相場、貸付希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇から西へ約400メートル進んだところを左折し、約300メートル進んだところの右側にある田になります。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-8-18」のあっせん委員に、地区委員の中村委員と内村綾美委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-8-19」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-8-19」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町後田の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑で1,065平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については10アール当り5,000円、貸付希望期間は2年となっています。</p> <p>場所につきましては、グリーンロードを西に進み、〇〇学校の方へ左折すると〇〇造園がありますが、その西側の奥にある畑になります。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-8-19」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と私でお願いします。</p> <p>以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、28ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、28ページから33ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。</p> <p>その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議 長	<p>この件に関しまして何かありませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議 長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、6月25日(木)の午前開催予定ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは以上で、5月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前11時08分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和8年5月26日

肝付町農業委員会

会 長 永野 易美

委 員 上高原 正人

委 員 黒江 幹也